

お子さんの発達のことで
 気になることがあれば
 お気軽にご相談ください。

- ・ことばが遅い
- ・友達と遊べない
- ・落ち着きがない
- ・こだわりがある
- ・集中することが苦手
- ・手先が不器用
- ・忘れ物が多い など

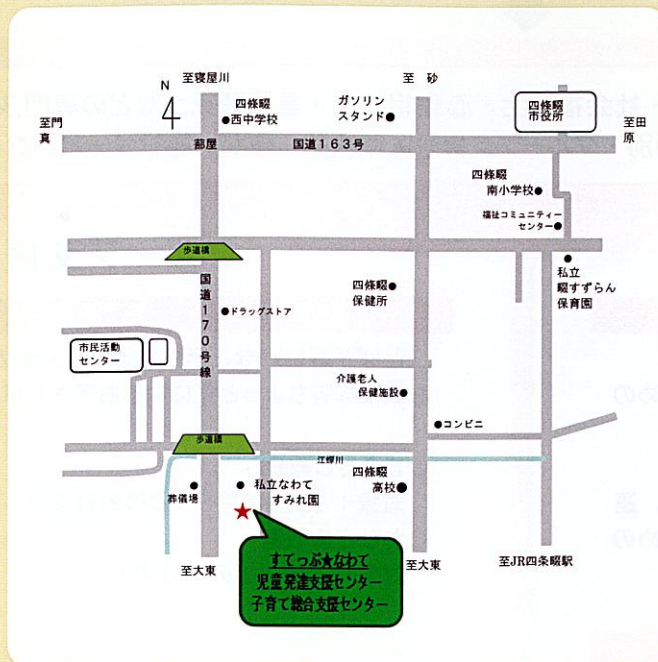


四條畷市立児童発達支援センターは、お子さんの発達について、気になることや心配ごとなどの相談ができる窓口です。

相談内容に応じて、専門スタッフが連携し、お子さんの成長を支援します。

☝ 対象：市内在住の18歳未満のお子さん
 とその家族

四條畷市立 児童発達支援センター案内図



<住所> 〒575-0035 四條畷市雁屋北町 6-21
 すてっぷ★なわて内
 <TEL> 072-877-7373 (代表) (代表)
 072-877-7374 (相談専用) (専用)
 <FAX> 072-877-7371
 <E-mail> kusunokien@city.shijonawate.lg.jp
 <相談時間> 午前9時～午後4時30分
 <休所日> 土・日曜日、国民の休日、年末年始

四條畷市立 児童発達支援センター

(すてっぷ★なわて内)



『すてっぷ★なわて』には、子育て総合支援センターと児童発達支援センターがあります。
 『すてっぷ★なわて』は、すべての子どもが、ひとりひとりの一歩の大ききで、成長していけるように見守っていく施設でありたいという思いで名づけられました。

児童発達支援センターの事業案内

総合相談

保健師がお話をうかがい、必要に応じて個別相談や個別支援、グループ支援などを案内します。



個別相談

理学療法士・作業療法士・社会福祉士・心理相談員・言語聴覚士などの専門スタッフによる個別相談です。必要に応じて、個別・グループ支援や医療機関、障がい福祉サービスなどを案内します。

個別支援

リハビリ支援

◇理学療法

身体障がい、運動発達に心配のあるお子さんのためのリハビリを行います。

◇作業療法

日常生活動作（食事、着替えなど）のやりにくさ、運動のぎこちなさ、言葉の遅れがあるお子さんのためのリハビリを行います。

障がい児相談支援

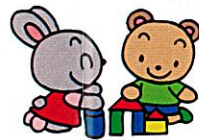
相談支援専門員がお話をうかがい福祉サービスを利用するための計画を作成します。

保育所等訪問支援（有料※）

保育所（園）・こども園・幼稚園・小学校に訪問し、お子さんが楽しく集団生活を送ることができるよう心理相談員等がアドバイスを行います。利用のために受給者証が必要です。

※無償化の対象事業です。

無償化の対象となる期間「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。



グループ支援

おやこ教室

ことばが遅いかな、落ち着きがないかな、友だちと遊べないかな等ちょっと気になるお子さんが対象の教室です。

◇きらきら教室

対象：1歳6か月～3歳の未就園児



児童発達支援（有料※）

未就学児を対象に療育を行います。保育士・心理相談員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・医師などが支援します。通園のために受給者証が必要です。

※無償化の対象事業です。

無償化の対象となる期間「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。ただし、給食費は有料です。



その他の事業案内

【巡回相談】

市内の幼稚園や保育園等を巡回し、職員への支援を行います。

【普及啓発】

発達障がいに関する理解を深めるために必要な広報や啓発活動を行います。